

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は房総半島の東南部に位置し、都心から特急で 90 分の距離にあり、温暖な気候と美しい砂浜海岸を有し、古くから海浜資源を活用した観光振興を軸とした地域活性化を行ってきた。

産業構造については、令和 2 年国勢調査による数字は第 1 次産業が 5.3%145 人、第 2 次産業が 17.2%467 人、第 3 次産業が 77.5%2,109 人となっており、人口については、2020 年は 6,874 人、20 年前の 2000 年の人口は 8,019 人であり、人口は減少傾向にある。また 65 歳以上の高齢化率については 2018 年末に 50%を超え、県内 1 位の高齢地域となっている。

このような背景の中、郊外や近隣市町の中・大型店の利用により、町内商店街の利用者は減少しており、店主の高齢化や跡継ぎがなく廃業する店舗も増えてきている。また地域産業を支える中小企業等においても地域活力の減退や少子高齢化に伴う影響は大きいことから、先端設備等の導入により中小企業等の生産性向上や労働環境の向上は重要な役割を担う取組みとなる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町の各種産業の生産性の向上を図り、地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の設定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつく事が少ない点や、観光資源である景観や自然環境の保全の観点から、自己の所有に属する建物に設置するもの(屋上に設置するものなど)に限るものとし、それ以外の設備(土地に自立して設置するものなど)は対象としないこととする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、本計画の対象区域は御宿町内の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種・事業は、すべての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取組みについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・町税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。